

公益社団法人厚木市シルバー人材センター委員会運営要綱

(平成24年4月1日 要綱第9号)

(趣旨)

第1条 公益社団法人厚木市シルバー人材センターの委員会設置に関する規程第3条の規定に基づき、委員会の必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

2 地域活動委員会

- (1) 地域班の設置及び育成・指導に関すること。
- (2) 地域班活動の充実・強化に関すること。
- (3) 「シルバーの日」等に係る地域貢献活動に関すること。
- (4) 普及啓発リーフレット及び会報等の配付に関すること。
- (5) 前各号に掲げるほか、地域活動に関すること。

3 総務・業務開拓委員会

- (1) 会員の入会に関すること。
- (2) 会員の資質向上に関すること。
- (3) 就業先の開拓及び提供に関すること。
- (4) 職種班の設置及び育成・指導に関すること。
- (5) 受託事業及び独自事業に関すること。
- (6) 適正就業の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるほか、総務及び業務開拓に関すること。

4 広報委員会

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 普及啓発に関すること。
- (3) 会報紙の発行計画及び編集に関すること。
- (4) ホームページの企画及び更新に関すること。
- (5) 前各号に掲げるほか、広報活動に関すること。

5 安全管理委員会

- (1) 会員の安全就業に係る実施計画の策定に関すること。
- (2) 会員の事故防止対策に関すること。
- (3) 会員の安全衛生教育及び講師の選任に関すること。
- (4) 会員の品質向上に係るマニュアルに関すること。
- (5) 就業不履行等会員に対する措置に関すること。
- (6) 前各号に掲げるほか、安全管理に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員の定数は20人以内とし、理事及び会員の中から選任する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

(報告)

第4条 委員長は、委員会の事業進捗状況及び課題等の検討結果を理事長及び理事会に報告する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、センター事務局において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 公益社団法人厚木市シルバー人材センター安全管理対策員要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。